

「海外での贈賄防止」-法の執行状況とその対策-

ついにUKのBribery Actに基づく大規模な摘発が行われ、日本の不正競争防止法だけでなく、米国のFCPA（海外汚職防止法）等、各国の贈賄防止法への対応がコンプライアンス上の重要課題となっています。また日本にはない、商業賄賂という、民間企業等への過剰な接待を賄賂として定めるUK、ドイツ、韓国のような国もあり、注意が必要です。どのようなコンプライアンスプログラムを組み、これをどう実施すべきか、また不正事実を知ったときにどのように対処すべきか、具体的にお話し致します。多くの企業では、株主総会前のお忙しいときは存じますが、ふるってご参加下さい。

	大阪	東京
開催日時	平成29年6月6日(火) 14時00分から16時00分(受付:13時30分より)	平成29年6月8日(木) 14時00分から16時00分(受付:13時30分より)
場 所	堂島ビルヂング 9階	TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階
* 詳しくは裏面会場案内図をご覧ください。		
募集人数	40名	40名
講師	<b>弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子(なむら ひろこ)</b> 1983年大阪大学卒、87年弁護士登録、1996年シカゴ大学ロースクール(LL.M.)卒業、その後 Weil, Gotshal & Manges LLP(シリコンバレー)に勤務。1997年ニューヨーク州弁護士登録。1998年に米国でリネンシーを申請した事件を担当、その後も国際カルテルへの対応案件を担当し、2012年2月ヴェンクーヴァー国際カルテルワークショップではスピーカーとして日本での対応の問題点を指摘。国際契約、知財事件、再建的な倒産手続が得意な分野であるが、究極のゼネラリスト、独禁法などの競争法、不動産の証券化、プロジェクトファイナンスまであらゆる企業法務に対応可能。論文等の執筆多数。	
受講料	無 料	
申込期限	平成29年5月30日(火)	* 定員になり次第締切らせていただきます。

----- 申 込 書 -----

下記にご記入の上、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメール、FAX、または郵便でお申し込みください。  
後日 Eメールで受講票をお送り致します。

FAX 番号 : 06-4709-0131 e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名				
住 所	〒			
電話番号			FAX 番号	
参加者氏名	所属部課名	役 職 名	E-mail アドレス	参加希望会場
				東京・大阪
				東京・大阪

\* 直前や無断でのキャンセルはくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

# 会場案内

## 大阪会場

### 堂島ビルヂング 9階会議室

(大阪市北区西天満2丁目6番8号)

- ◇ 地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅①番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分。
- ◇ JR東西線 北新地駅から、御堂筋沿いに南下し徒歩10分。
- ◇ 車でお越しの場合は梅田新道交差点より御堂筋を淀屋橋方面へ南下し、ビル北側の側道を左折して頂ければ、パーキングがあります。



## 東京会場

### TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

#### カンファレンスルーム 4A

(東京都中央区八重洲1-5-20)

- ◇ JR「東京駅」八重洲北口1より徒歩1分
- ◇ 東京メトロ銀座線、都営浅草線「日本橋(東京)駅」A3出口より徒歩3分
- ◇ 東京メトロ丸の内線・千代田線・半蔵門線、都営三田線「大手町駅」B9出口より徒歩3分

